

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

～欠損金の繰戻しによる還付の特例～

欠損金の繰戻し還付精度を利用できる法人の範囲が拡大されました。

＜欠損金の繰戻し還付の特例の概要＞

資本金 1 億円超 10 億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることができるようになります。

資本金 1 億円超 10 億円以下の企業の令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とします。

●資本金の額が 1 億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金 1 億円超 10 億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。

●令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

●ただし、大規模法人（資本金の額が 10 億円を超える法人など）の 100%子会社及び 100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

＜還付請求の手続き＞

●還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出してください

●なお、新型コロナ特法により本制度の対象となる法人が、令和 2 年 7 月 1 日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和 2 年 7 月 31 日となります

●新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告や還付請求の手続きが難しい方につきましては、その期限を個別に延長することが可能です

～参考～

○前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができます。

＜青色欠損金の繰戻し還付制度＞

青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります

＜災害損失欠損金の繰戻し還付制度＞（現行の取扱いです）

災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前 1 年（青色申告書を提出する法人である場合には、前 2 年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。

●飲食業者等の食材の廃棄損

●感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損

●施設や備品などを消毒するために支出した費用

●感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用

●イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損